

富岳ダイヤモンドライフすその ユニット型指定介護老人福祉施設運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人富岳会が設置、運営するユニット型指定介護老人福祉施設「富岳ダイヤモンドライフすその」（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、入所者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。また、入所者の尊厳ある生活を保障するためひとりひとりの個性と生活リズムを尊重した個別ケアを実践する。

(運営の方針)

- 第 3 条 施設において提供するユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、静岡県条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 施設は、入所者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 4. 施設は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 施設は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 6. 施設は、施設サービス計画に沿ったサービスを提供する。

(施設の名称)

第 4 条 施設の名称は次のとおりとする。
富岳ダイヤモンドライフすその

(施設の所在地)

第 5 条 施設の所在地は次のとおりとする
静岡県裾野市須山字大野 2 9 4 9 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 施設に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)医師 1名以上

医師は、入所者の疾病及び健康状態を診断、把握し、必要な処理を行う。

(3)介護支援専門員 1名以上

入所者のケアプランの作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング等入所者の施設サービス計画に関する業務を行う。

(4)生活相談員 2名以上

生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(5)介護職員 37名以上

介護職員は、介護サービスの提供にあたり入所者の心身の状況を的確に把握し入所者に対し適切な介助を行う。

(6)看護職員 3名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより入所者の健康状態を的確に把握するとともに、入所者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(7)機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行う。

(8)管理栄養士または栄養士 1名以上

管理栄養士又は栄養士は、入所者の身体状況や疾病に合わせた栄養プランを作成し、必要な栄養指導を行う。

(9)調理員 5名以上

調理員は、入所者の身体状況に合わせた食事を調理、提供する。

(10)事務員 1名以上

事務員は、事業の運営に必要な事務、経理を行う。

(入所定員)

第 7 条 入所定員は100名とする。(10ユニット)

2. 1ユニット当たりの定員は、10人とする。

3. 施設は前項に規定する入所定員を超えて入居させてはならない、ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(サービスの内容)

第 8 条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1)日常生活上の援助

入所者の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア. 食事の介助
- イ. 排泄の介助
- ウ. 入浴の介助
- エ. 移動の介助
- オ. 養護（休養）
- カ. 着替えの介助
- キ. 整容の介助
- ク. リネンの交換及び居室の整理等

(2)健康状態の確認及び看護サービス

- ア. バイタルチェック
- イ. 与薬介助、服薬確認
- ウ. その他必要な処置

(3)機能訓練サービス

入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに入所者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 趣味活動

(4)洗濯サービス

(5)相談助言等に関する事

入所者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談
- イ. 福祉用具の利用法に関する訓練の相談
- ウ. その他の必要な相談、助言

(施設サービス計画の作成)

第 9 条 施設は、サービスの提供を開始する際には、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。